

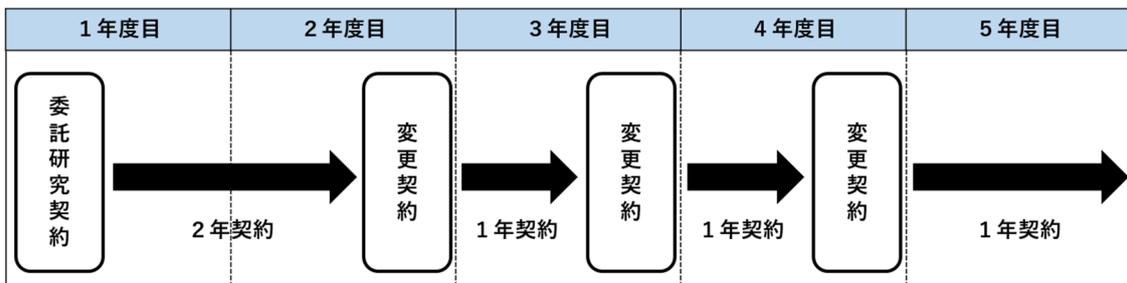
戦略的研究開発プロジェクト（I）におけるテーマの予算額の変更について

1. 概要

戦略的研究開発プロジェクト（I）（以下「戦略I」という。）は、研究期間が5年以内であり、公募審査を経た採択の段階で、テーマの各年度経費上限額及びサブテーマの各年度経費上限額を決定している。研究開始以降の社会情勢の変化や新たな政策ニーズへの対応等により、研究目標の達成状況の変化や研究計画の軌道修正が必要となることから、研究実施後にテーマの予算額を変更できる運用ルールを導入する。テーマの予算額の変更は、プロジェクト実施の総括的な責任を有するプロジェクトリーダー（以下「PL」という。）の申請に基づき、戦略研究プロジェクト専門部会の審議の上、決定する。

環境研究総合推進費による委託研究は、効果的・効率的な研究の実施及び研究費の効率的な執行や不正防止の観点から、原則として2年を上限とした複数年度契約により、委託研究契約を締結している。研究期間が2年を超える研究課題については、研究期間を1年ずつ延長する変更契約を締結している。なお、戦略Iに係る委託研究契約は、テーマ単位で締結している。

については、以下の図のとおり、戦略Iにおいては、3回の変更契約の機会があり、全テーマが一挙に変更契約の手続きを進める機会を利用して、テーマの予算額の変更を可能とする運用ルールを導入する。



2. 運用ルール

(1) テーマの予算変更が可能な年度

研究開始3年度目以降の研究費を対象とする。

(2) テーマの予算変更の手続き

予算変更を希望する年度の前年度に、PLによる提案内容を担当する「戦略研究プロジェクト専門部会」にて審査する。専門部会での審査結果を以って予算変更を確定し、環境研究推進委員会に事後報告する。

(3) テーマの予算変更に係る審査基準

- ・予算額は当初のプロジェクト全体の合計額の範囲内であること。
- ・原則として研究計画の追加又は変更を伴う内容であること。
- ・研究成果又は環境政策等への貢献の最大化に繋がる内容であり、変更の必要性が認められること。
- ・変更後の研究経費に妥当性が認められること。

3. 変更手続きのスケジュール

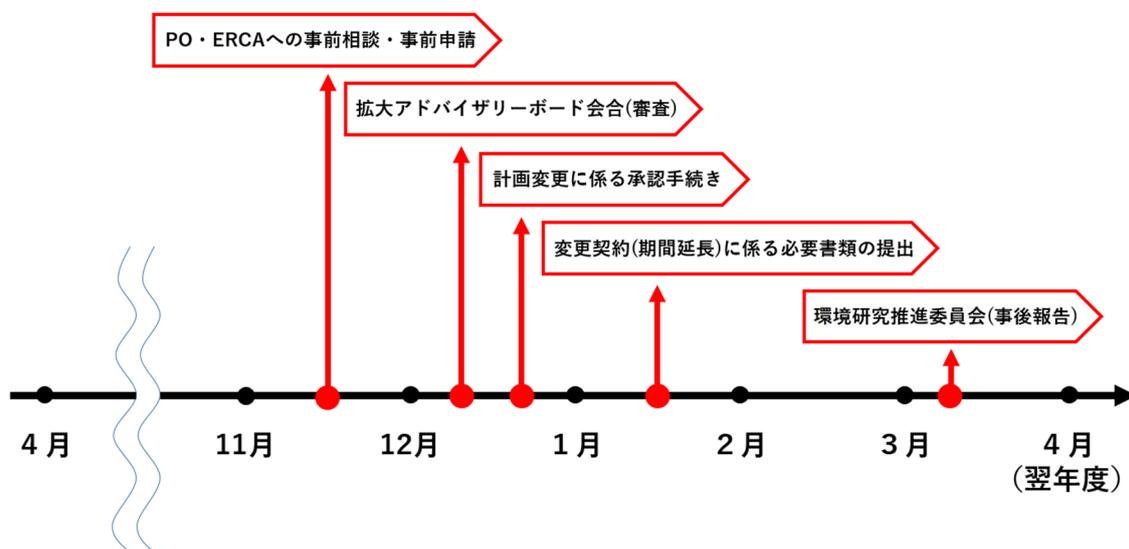
PLによる提案の機会は、研究期間の2年度目と4年度目に開催する「拡大アドバイザーボード会合」及び中間年度(3年度目)に実施する「中間評価(ヒアリング評価)」の計3回を設ける。なお、拡大アドバイザーボード会合にて審査を行う場合は、予算額の変更を一つの議事として、「戦略研究プロジェクト専門部会」を開催する。

提案の有無の判断はPLの任意とし、審査の前にPO・ERCAへ事前相談・事前申請いただくものとする。なお、事前相談・事前申請の時期は、以下の表のとおりとする。

拡大アドバイザーボード会合	開催1ヶ月前を目途に事前相談・事前申請
中間評価(ヒアリング評価)	中間研究成果報告書の提出と併せて事前相談・事前申請

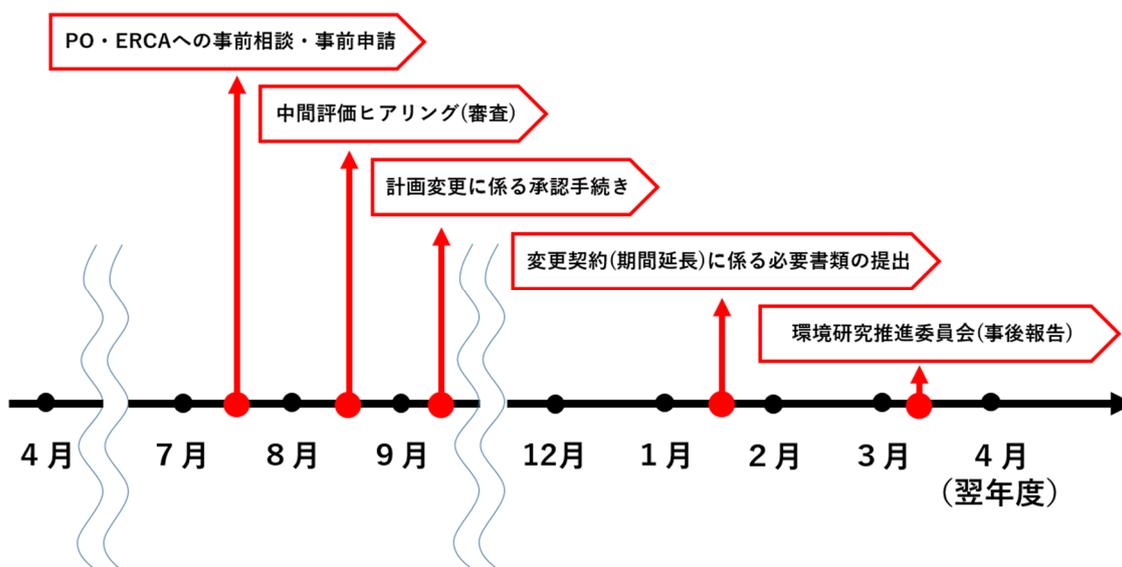
<3年度目の予算を変更する場合>

2年度目に開催する拡大アドバイザーボード会合の中で専門部会を開催し、担当する専門部会の委員による審査を行う。審査の結果は、環境研究推進委員会にて事後報告する。



< 4年度目の予算を変更する場合 >

中間年度（3年度目）に実施する中間評価（ヒアリング評価）にて、担当する専門部会の委員による審査を行う。審査の結果は、環境研究推進委員会にて事後報告する。



< 5年度目の予算を変更する場合 >

4年度目に開催する拡大アドバイザーボード会合の中で専門部会を開催し、担当する専門部会の委員による審査を行う。審査の結果は、環境研究推進委員会にて事後報告する。

スケジュールは、< 3年度目の予算を変更する場合 >と同様のため割愛する。